5　Summary
⑴　The same with the notice above (No. 26)
⑵　Classification of the products to be procured : 17
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Snow removing wheel type dozer (11ｔ class) Quantity : 6
⑷　Delivery period : 29 October 2021
⑸　The same with the notice above (No. 26)
⑹　The same with the notice above (No. 26)
⑺　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00 p.m. 8 April 2021
⑻　Time limit for tender : 12 : 00 p.m. 11 May 2021
⑼　The same with the notice above (No. 26)

○開発機械第30号（No.30）

1　調達内容
⑴　品目分類番号　17
⑵　購入等件名及び数量
　橋梁点検車（バケット式）１台（電子入札対象案件）
⑶　開発機械第26号の１⑶に同じ。
⑷　納入期限　令和４年３月22日
⑸　開発機械第26号の１⑸に同じ。
⑹　開発機械第26号の１⑹に同じ。
⑺　開発機械第26号の１⑺に同じ。
2　開発機械第26号の２に同じ。
3　入札書の提出場所等
⑴　開発機械第26号の３⑴に同じ。
⑵　開発機械第26号の３⑵に同じ。
⑶　開発機械第26号の３⑶に同じ。
⑷　電子調達システムによる入札書類データ（申請書等）の受領期限及び紙入札方式による申請書等の受領期限　令和３年４月８日12時00分
⑸　電子調達システムによる入札書及び紙入札方式による入札書の受領期限　令和３年５月11日12時00分
⑹　開札の日時及び場所　令和３年５月13日11時00分　北海道開発局事業振興部機械課
⑺　開発機械第26号の３⑺に同じ。
4　開発機械第26号の４に同じ。
5　Summary
⑴　The same with the notice above (No. 26)
⑵　Classification of the products to be procured : 17
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Bridge inspection truck (bucket type) Quantity : 1
⑷　Delivery period : 22 March 2022
⑸　The same with the notice above (No. 26)
⑹　The same with the notice above (No. 26)
⑺　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00 p.m. 8 April 2021
⑻　Time limit for tender : 12 : 00 p.m. 11 May 2021
⑼　The same with the notice above (No. 26)

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和３年３月９日
　支出負担行為担当官
　　近畿地方整備局長　溝口　宏樹
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27
1　調達内容
⑴　品目分類番号　17、28
⑵　調達件名及び数量
①　照明車（ポール式）１台交換購入
②　標識車２台交換購入
③　路面清掃車３台交換購入
④　側溝清掃車１台交換購入
⑤　排水管清掃車１台交換購入
⑥　散水車２台交換購入
⑦　除雪トラック３台購入
⑧　除雪グレーダ３台交換購入
⑨　排水ポンプ車状態監視システム11台分購入
⑶　調達件名の特質（又は仕様）等　入札説明書等による。
⑷　納入期限　令和４年３月25日
⑸　納入場所
①　大阪国道事務所
②　奈良国道事務所、福井河川国道事務所
③　和歌山河川国道事務所、滋賀国道事務所、姫路河川国道事務所
④　福井河川国道事務所
⑤　和歌山河川国道事務所
⑥　姫路河川国道事務所、豊岡河川国道事務所
⑦　福井河川国道事務所、豊岡河川国道事務所、福知山河川国道事務所
⑧　豊岡河川国道事務所、福知山河川国道事務所
⑨　福知山河川国道事務所、木津川上流河川事務所、淀川河川事務所、福井河川国道事務所、豊岡河川国道事務所、琵琶湖河川事務所
⑹　入札方法
①②③④⑤⑥　落札決定にあたっては、国が引き渡す物品と国が購入する物品の差額、輸送費等諸経費及び自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険料、自動車リサイクル料の総価を落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、国が引き渡す物品と国が購入する物品の差額、輸送費等諸経費及び自動車リサイクル料の課税部分を加算した金額と当該金額の100分の10に相当する額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）、自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険料、自動車リサイクル料の非課税部分を加算した総価を入札書に記載すること。
　原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。
　詳細は入札説明書による。
⑦　落札決定にあたっては、国が購入する物品、輸送費等諸経費及び自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険、自動車リサイクル料の総価を落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、国が購入する物品と輸送費等諸経費及び自動車リサイクル料の課税部分を加算した金額と当該金額の100分の10に相当する額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）、自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険料、自動車リサイクル料の非課税部分を加算した総価を入札書に記載すること。
　原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。
　詳細は入札説明書による。
⑧　落札決定にあたっては、国が引き渡す物品と国が購入する物品の差額、輸送費等諸経費及び自動車損害賠償責任保険料の総価を落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、国が引き渡す物品と国が購入する物品の差額、輸送費等諸経費を加算した金額と当該金額の100分の10に相当する額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）、自動車損害賠償責任保険料を加算した総価を入札書に記載すること。
　原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。
　詳細は入札説明書による。
⑨　落札決定にあたっては、国が購入する物品及び輸送費等諸経費の総価を落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、国が購入する物品と輸送費等諸経費を加算した金額と当該金額の100分の10に相当する額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）を加算した総価を入札書に記載すること。
　原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。
　詳細は入札説明書による。